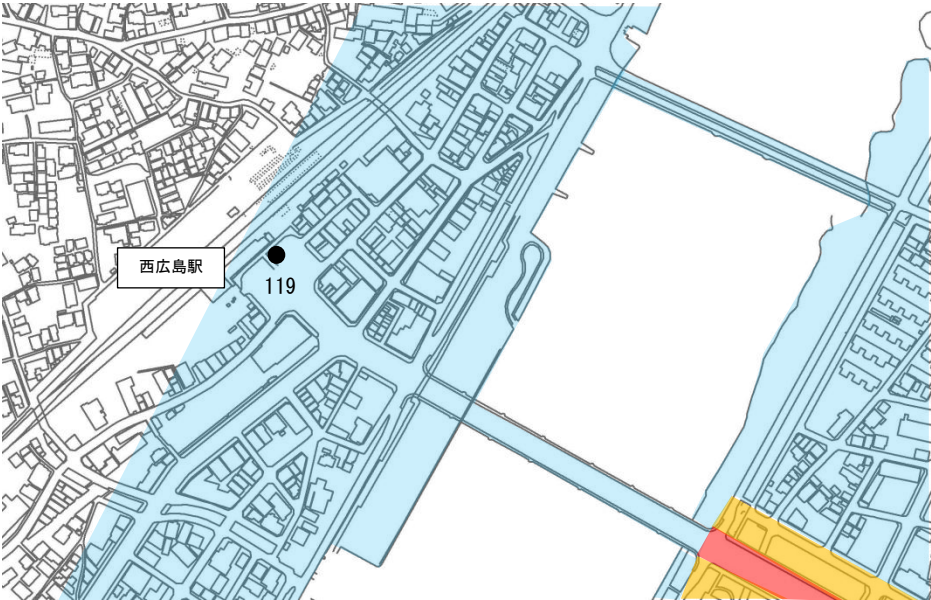


観光サイン設置箇所位置図―1
(市内中心部・段原地区・西広島)



【凡 例】

●	大拠点	6 基
◎	中拠点	2 基
▲	拠点	7 7 基
■	方向誘導	3 4 基
㊦	説明板	1 4 基
計		1 3 3 基

	禁止地域
	景観形成広告整備地区（原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（B～D地区）、平和大通り沿道地区、縮景園周辺地区） （自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可等）
	景観計画重点地区（広島城・中央公園地区、広島東照宮・國前寺周辺地区） （自家用広告物・管理用広告物のみ掲出可等）
	景観形成広告整備地区（原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（E地区）） （平和公園から見える場所には広告物を掲出ししない等）
	景観形成広告整備地区（リバーフロント・シーフロント地区） （河川・港湾から見える場所には広告物を掲出ししない等）

※ 広島市屋外広告物条例で定める屋外広告物の禁止地域等の詳細については、
広島市都市整備局都市計画課都市デザイン係へ確認すること。